

(R6.4.1 改定)

指定居宅介護支援事業所

医療法人徳洲会 介護老人保健施設 徳田山介護センター

重要事項説明書

あなたに対する居宅介護支援の提供に当たり、厚生省令第38号第4条に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

担当介護支援専門員名
工藤 ちあき

1. 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

指定居宅介護支援事業所「医療法人徳洲会 介護老人保健施設 徳田山介護センター」(以下「事業所」という。)の介護支援専門員が、居宅介護支援を提供することにより、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者」という。)がその居宅において、有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(2) 運営の方針

事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の状況及び置かれている環境を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)を行う。また、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

2. 事業所の名称・所在地

- (1) 名 称 医療法人徳洲会 介護老人保健施設 徳田山介護センター
(2) 所在地 山形県酒田市相沢字道脇7番地

3. 職員の職種、員数及び職務内容

職 種	従事するサービス種類・業務	人 員
管 理 者 兼 主任介護支援専門員	管理業務・ケアプラン作成	1名(常勤兼務1名)
介護支援専門員	ケアプラン作成	2名(常勤専従2名)

4. 営業日及び営業時間

平 日	8:30 ~ 17:00
土 曜 日	8:30 ~ 12:30
年 間 休 日	日曜日、祝祭日、12/31~1/3
緊 急 連 絡 先	電話 0234-43-1919 (24時間転送対応)

5. ケアマネジメント（居宅介護支援）の概要

職種	内容
要介護認定等の申請代行	支援が必要と認める場合には、要介護・要支援認定を受けるための申請書の提出を代行します
課題把握の方法	居宅を訪問し、面接により行います
居宅サービス計画の立案	同意を得て、利用者・家族の方と一緒に作成します
情報提供	居宅サービス提供事業所及び介護保険以外のサービスを行う機関等の情報をお知らせします
連絡調整	ご利用になるサービス機関との連絡調整を行う他、個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画との連動性、整合性を確認します
モニタリング	少なくとも1月に1回は自宅にて面接を行い生活状況やサービスの利用状況を確認します

※ ①他のサービス事業所との連携によるモニタリング

人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする。

- ア. 利用者の同意を得ること。
- イ. サービス担当者会議等において、次の事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができる（家族のサポートがある場合も含む）こと
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- ウ. 少なくとも2月に1回は利用者の居宅を訪問すること。

②地域ケア会議における関係者間の情報共有

介護保険上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合にはこれに協力します。

③訪問介護（生活援助中心型）の位置づけ

厚労労働大臣が定める回数以上の生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合は、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等に十分留意しつつ、その必要性や特段の理由について計画に記載するとともに、市町村に届け出を行います。

6. 緊急時における対応及び損害賠償

居宅介護支援の提供中に、利用者の状態に変化、その他、緊急事態が生じた時は、速やかに家族に連絡する等の必要な措置を講じます。

また、利用者に対する居宅介護支援の提供に伴って、自己の責めに帰すべき事由により、利用者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

7. 守秘義務及び個人情報保護

正当な理由がない限り、居宅介護支援の提供にあたって知り得た利用者または家族の秘密を漏らしません。これは、当事業所の従業員が退職した後も同様とします。また、サービス担当者会議等において個人情報を用いる場合は、書面により、あらかじめ利用者及び家族の同意を得ます。

8. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合は、1ヶ月当たり要介護度に応じて次の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日、居住地の市町村窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

	要介護 1・2	要介護 3・4・5
居宅介護支援費 I (i)	10,860円	14,110円

* 事業所に対する加算項目及び算定要件

【特定事業所加算】 (III) 3,230円/月

- ・常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること
- ・常勤の介護支援専門員を2名以上配置していること
- ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に(週1回以上)開催すること
- ・24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること
- ・介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること
(個別研修計画を作成、研修目標の達成状況を評価、改善措置の実施)
- ・地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供していること
- ・地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること
- ・運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと
- ・居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該事業所の介護支援専門員1人当たり45件未満であること
- ・介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること
- ・他の法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会・研修会等を実施していること
- ・必要に応じて、多様な主体サービスにより提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること
- ・ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること

【初回加算】 3,000 円/月

新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分が 2 段階以上変更となった場合

【入院時情報連携加算】

(I) 2,500 円/月

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、担当するケアマネジャーの氏名や利用者に関する必要な情報を入院当日に提供した場合

(II) 2,000 円/月

病院又は診療所に入院する利用者につき、当該病院又は診療所の職員に対して、担当するケアマネジャーの氏名や利用者に関する必要な情報を入院 3 日以内に提供した場合

【退院・退所加算】

連携 1 回 カンファレンス参加無 4,500 円/回

カンファレンス参加有 6,000 円/回

連携 2 回 カンファレンス参加無 6,000 円/回

カンファレンス参加有 7,500 円/回

連携 3 回 カンファレンス参加有 9,000 円/回

病院等に入院していた又は介護保険施設等に入所していた利用者が、退院又は退所するにあたり、病院又は施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上で居宅サービス計画を作成しサービスの調整を行った場合

【通院時情報連携加算】 500 円/月

利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

【ターミナルケアマネジメント加算】 4,000 円/月

医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと判断した者を対象とし、主治の医師の助言を得つつ、ターミナル期に通常よりも頻回な訪問により利用者の状態変化やサービス変更の必要性を把握するとともに、そこで把握した利用者の心身の情報を記録し、主治の医師やサービス事業者へ提供した場合（同意を得たうえで算定）

【緊急時等居宅カンファレンス加算】 2,000 円/月（1 月に 2 回を限度）

病院又は診療所の求めにより、医師または看護師等と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービス若しくは地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合

（2）その他の料金

・交通費

通常の実施地域以外の場合、交通費の請求をいたします。

通常の事業の実施地域から外れる地点から片道 30 km 未満の場合 390 円

通常の事業の実施地域から外れる地点から片道 30 km 以上の場合 520 円

9. 通常の事業の実施地域

- ① 酒田市 ②遊佐町 ③庄内町 ④鶴岡市 ⑤三川町

10. 高齢者虐待防止に関する措置

事業所の管理者及び介護支援専門員は、居宅介護支援を行う上で高齢者虐待の早期発見、再発防止に努め、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族高齢者を現に養護するもの）による生命又は身体に重大な危険が生じている利用者をその利用者を発見した場合には、速やかに市町村及び関係機関に通報し、利用者の生命や権利の保護に努めます。

- (1) 虐待の防止の為の対策を検討する定期的な委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）の開催及び従業者への周知徹底
- (2) 虐待の防止の為の指針の整備
- (3) 介護支援専門に対しての、虐待の防止の為の定期的な研修の実施
- (4) 前（1）～（3）に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置

11. 身体的拘束等の適正化の推進

- (1) 身体的拘束等の防止の為の対策を検討する定期的な委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）の開催及び従業者への周知徹底
- (2) 身体的拘束等の防止の為の指針の整備
- (3) 介護支援専門に対しての、身体的拘束等の防止の為の定期的な研修の実施
- (4) 前（1）～（3）に掲げる措置を適切に実施する為の担当者の設置

12. 感染症の予防及びまん延の防止の為の措置

事業所は当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下に掲げる措置を講じます。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止の為の対策を検討する委員会の定期的な開催（おおむね6月に1回以上）及び従業者への周知徹底
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止の為の指針の整備
- (3) 介護支援専門員に対しての、感染症の予防及びまん延の防止の為の定期的な研修及び訓練の実施

13. 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者の意思に基づいた契約であることを確保する為、以下について、書面で利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公開制度において公表します。

- ・前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ・前6か月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの利用割合

利用者又は家族は、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所を紹介するよう求めること、また、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。

1 4. ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者が当事業所の職員に対して行う、暴言・暴行・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- (3) 上記に該当し支援の継続が困難となった場合は、契約解除させて頂くことがあります。

1 5. サービスの内容に関する相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関する相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについての相談、苦情については、次のところで承ります。

(1) 当事業所

医療法人徳洲会 介護老人保健施設 徳田山介護センター
住 所 山形県酒田市相沢字道脇 7 番地
電 話 0234-43-1919
相談苦情受付担当者 工藤 ちあき、三浦 貴子、荒生 鉄平
苦情解決責任者 管理者 工藤 ちあき
受付時間 午前8時30分～午後5時00分

(2) 県、市町村の窓口設置場所

1) 山形県庄内総合支庁 地域保健福祉課

住 所 山形県東田川郡三川町大字横山字袖東 19-1
電 話 0235-66-5460
受付時間 午前9時～午後5時

2) 酒田市役所 高齢者支援課

住 所 山形県酒田市本町 2-2-45
電 話 0234-26-5732
受付時間 午前9時～午後5時

3) 庄内町役場 保健福祉課 介護保険係

住 所 山形県東田川郡庄内町余目字町 132-1
電 話 0234-42-0150
受付時間 午前9時～午後5時

4) 遊佐町役場 健康福祉課 福祉介護保険係

住 所 山形県飽海郡遊佐町遊佐舞鶴 211
電 話 0234-72-5884
受付時間 午前9時～午後5時

5) 鶴岡市役所 健康福祉部 長寿介護課

住 所 山形県鶴岡市馬場町 9-25
電 話 0235-25-2111
受付時間 午前9時～午後5時

6) 三川町役場 福祉課 介護支援係
住 所 山形県東田川郡三川町大字横山字西田 85
電 話 0235-35-7031
受付時間 午前 9 時～午後 5 時

(3) 公的団体の窓口設置場所

山形県国民健康保険団体連合会
住 所 山形県寒河江市大字寒河江字久保 6
電 話 0237-87-8000 (代表)
受付時間 午前 9 時～午後 5 時

16. 当事業所の概要

(1) 開設者

法人種別 及び名称	リヨウホウジン トクショウカイ 医療法人 徳洲会	
代表者役職 氏 名	リジョウ ヒガシウエ シンイチ 理事長 東上 震一	
本社所在地	〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-1200号 電話番号 06-6346-2888 FAX 06-6346-2889 法人所轄庁 大阪府	

(2) 事業所

事業所名	医療法人徳洲会 介護老人保健施設 徳田山介護センター		
管理者名	工藤 ちあき		
所在地	〒999-6852 山形県酒田市相沢字道脇7番地 電話番号 0234-43-1919 FAX 0234-61-4162		
指定番号	0673200069	指定市町村名	酒田市

年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

【説明者】介護支援専門員 工藤 ちあき 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

利用者氏名 印

(記名代理人氏名) 印

(利用者との続柄)